

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新潟県 五泉市長

公表日

令和8年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	五泉市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法、五泉市重度心身障害者医療費助成規則及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくもの ①自立支援給付の支給に関する事務 ②自立支援給付支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④自立支援医療支給認定の変更に関する事務 ⑤地域生活支援事務の実施に関する事務 ・身体障害者福祉法に基づくもの ①身体障害者手帳の交付申請に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳の変更届出に関する事務 ④身体障害者手帳の再交付に関する事務 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づくもの ①精神保健福祉手帳の交付申請に関する事務 ②精神保健福祉手帳の返還に関する事務 ③精神保健福祉手帳の変更届出に関する事務 ④精神保健福祉手帳の再交付に関する事務 ・児童福祉法に基づくもの ①障害児通所給付費の支給に関する事務 ②特例障害児通所給付費の支給に関する事務 ③高額障害児通所費の支給に関する事務 ④肢体不自由児医療費の支給に関する事務 ⑤障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ⑥特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ⑦障害児通所給付決定の変更に関する事務 ⑧障害福祉サービスの提供に関する事務 ・五泉市重度心身障害者医療費助成規則に基づくもの ①受給資格の申請に関する事務 ②受給資格の更新に関する事務 ③受給資格の変更届出に関する事務 ④助成の申請に関する事務 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の神の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名 4. 住民記録システム 5. 税務システム 6. EUC 7. Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

(1)身障更生台帳情報ファイル (2)知障更生台帳ファイル (3)精神保健手帳情報ファイル (4)現況マスタ情報 (5)予防給付現況情報 (6)県単医療システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の9,20,22,117の項 ・番号法別表の主務省令で定める命令第8条、第11条、第14条、第60条 ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第6号 ・五泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表 9.23.55.56.95.127の項 ・番号法別表の主務省令で定める命令 第8条、第15条、第28条、第29条、第48条、第68条 ・番号法第19条第9号 ・五泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 ・同条例施行規則第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課、こども家庭課
②所属長の役職名	健康福祉課長、こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五泉市健康福祉課、こども家庭課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にを行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	五泉市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 関連情報 1.特定個人情報 を取り扱う事務③システムの 名称	1. 総合福祉事務システム 2. 中間サーバー 3. 宛名管理システム	1. MCWEL障害者システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署②所属長 の役職名	健康福祉課 浅井 隆子	健康福祉課長	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策		別紙評価書のとおり	事後	様式変更による追加
令和2年8月7日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月7日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和3年11月19日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠(情報照 会)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正による変更
令和3年11月19日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠(情報照 会)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正による変更
令和3年11月19日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月19日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和6年10月7日	I 関連情報 1.特定個人情報 を取り扱う事務 ②事務の概 要	—	・五泉市重度心身障害者医療費助成規則に基 づくもの ①五泉市重度心身障害者医療費助成の申請 に関する事務 ②五泉市重度心身障害者医療費助成の更新 に関する事務 ③五泉市重度心身障害者医療費助成の変更 に関する事務 ④五泉市重度心身障害者医療費助成の助成 に関する事務	事後	
令和6年10月7日	I 関連情報 1.特定個人情報 を取り扱う事務 ③システムの 名称	1. MCWEL障害者システム 2. 中間サーバ 3. 統合宛名システム	1. 障害者福祉システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名 4. 住民記録システム 5. 税務システム 6. EUC	事後	
令和6年10月7日	I 関連情報 2.特定個人情報 ファイル名	—	(6)県単医療システム	事後	
令和6年10月7日	I 関連情報 3.個人番号の利 用	・番号法第9条第1項 別表第一の8.11.14.84の 項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令第8 条、第11条、第14条、第60条	・番号法第9条第1項 別表の9.20.22.117の項 ・番号法別表の主務省令で定める命令第8条、 第11条、第14条、第60条 ・番号法第9条第2項 ・五泉市行政手続における特定の個人を識 別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条第2項	事後	番号法の改正による変更
令和6年10月7日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二の 10.11.12.25.108.109.110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令 第 9条、第10条、第18条、第55条 (情報提供) ・番号法第19条8号 別表第二の16.26.56の 2.57.87.116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令 第 12条、第19条、第30条、第31条、第44条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の 表 9.23.55.56.95.127の項 ・番号法別表の主務省令で定める命令 第8 条、第15条、第28条、第29条、第48条、第68条 ・番号法第19条第9号 ・五泉市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条 ・同条例施行規則第2条	事後	番号法の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月7日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	健康福祉課、こども家庭課	事後	
令和6年10月7日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	健康福祉課長	健康福祉課長、こども家庭課長	事後	
令和6年10月7日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	五泉市健康福祉課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911	五泉市健康福祉課、こども家庭課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911	事後	
令和6年10月7日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年10月7日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年10月7日	IVリスク対策		別紙評価書のとおり	事後	様式変更による追加
令和8年7月16日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要		<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の神の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年7月16日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名 4. 住民記録システム 5. 税務システム 6. EUC	1. 障害者福祉システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名 4. 住民記録システム 5. 税務システム 6. EUC 7. Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和8年7月16日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表の9.20.22.117の項 ・番号法別表の主務省令で定める命令第8条、第11条、第14条、第60条 ・番号法第9条第2項 ・五泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	・番号法第9条第1項 別表の9.20.22.117の項 ・番号法別表の主務省令で定める命令第8条、第11条、第14条、第60条 ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第6号 ・五泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	事前	
令和8年7月16日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事前	
令和8年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	
令和8年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	